

営利企業への再就職規制の対比（退職前・後別）

時点	(旧) 国家公務員法	(現) 機構就業規則	(現) 国家公務員法
退職前	<p>【私企業からの隔離】</p> <p>◎離職後2年間は、離職前5年間の職務と密接な関係のある営利企業の地位に就くことを承諾してはならない。→懲戒処分</p>	<p>【退職後の私企業からの隔離】</p> <p>◎退職後2年間は、退職前5年間の職務と密接な関係のある営利企業の地位に就くことを承諾してはならない。→懲戒処分</p>	<p>【在職中の求職（求職活動）の規制】</p> <p>◎離職後に利害関係企業等の地位に就くことを目的として自己に関する情報を提供し、当該地位に就くことを要求し、又は約束してはならない<本省係長級以下を除く>。→懲戒処分</p> <p>【他の職員等についての再就職斡旋の禁止】</p> <p>◎他の職員等を営利企業等の地位に就かせることを目的として当該職員等に関する情報を提供し、当該地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。→懲戒処分</p> <p>【任命権者への報告】</p> <p>◎離職後に営利企業の地位に就くことを約束した場合には、速やかに任命権者に所要事項を届け出なければならない。→懲戒処分</p> <p>【届出内容を踏まえた措置】</p> <p>◎届け出を受けた任命権者は、所要の任用措置を行う。</p>
退職時 退職後	<p>【私企業からの隔離】</p> <p>◎離職後2年間は、離職前5年間の職務と密接な関係のある営利企業の地位に就いてはならない。→刑罰</p>	<p>【退職後の私企業からの隔離】</p> <p>◎退職後2年間は、退職前5年間の職務と密接な関係のある営利企業の地位に就いてはならない。→退職金返納請求</p>	<p>【再就職者による働きかけの禁止】</p> <p>◎離職前に在職していた府省の職員等に、職務上の行為をするよう（しないよう）要求し、又は依頼してはならない。→刑罰</p> <p>◎上記の要求又は依頼を受けた場合は、再就職監察官に所要事項を届け出なければならない。→懲戒処分</p> <p>【元管理職職員による届出】</p> <p>◎離職後2年間は、営利企業等の地位に就いた場合は、速やかに総務省に所要事項を届け出なければならない<元管理職職員に限る>。→刑罰</p> <p>【内閣による公表】</p> <p>◎内閣は、毎年度、元管理職職員の再就職情報を取りまとめ、公表する。</p>

◎は再就職（予定）者本人に係る規制
○はそれ以外の職員（現職）に係る規制
→は違反者への主な制裁措置

(別紙)

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則(抄)

平成16年4月1日

16規程第2号

(採用時の提出書類)

第5条 職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を、速やかに理事長に届け出なければならない。これらの提出書類の記載事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) 略
- (2) 誓約書
- (3)～(7) 略

2 前項第2号の誓約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 退職後2年間は、営利企業の地位で、その退職前5年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに、理事長の承認を得た場合を除き、就くことを承諾し、又は就かないこと。
- (3)～(4) 略
- (5) 前各号に掲げる事項に違反した場合には、退職後においても、退職金の返納、損害賠償又は差止の請求等の措置に異議を申し立てないこと。

3 理事長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる書類に記載された事項について、その事実を証明する書類の提出又は提示を求めることができる。

(退職後の私企業からの隔離)

第26条 職員は、退職後2年間は、営利企業の地位で、その退職前5年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、当該営利企業への就職により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、理事長の承認を得た場合には、これを適用しない。

(退職金の返納)

第55条 理事長は、退職金を支給した後において、在職中における懲戒解雇事由が発覚したとき、在職中における刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、又は退職後機密漏洩など懲戒解雇事由に相当する行為を行い、若しくは第26条の規定に違反して営利企業の地位に就いたとき、すでに支払済みの退職金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(懲戒)

第62条 理事長は、職員がこの規則に違反し、又は職務上の義務の履行を怠った場合は、その違反の軽重に従い、それぞれ次の各号に定める懲戒を行うものとする。

- (1) 戒告 始末書を徴して職員の責任を確認し、その将来を戒める。
- (2) 減給 労基法第91条に定める制限の範囲内で給与を減ずる。
- (3) 停職 1日以上3月以内の出勤停止とし、その期間中の給与は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時解雇とし、退職金は支給しない。

2 懲戒は、所定の手続きに従って行うものとし、その量定は「懲戒処分の指針について」(平成12年3月31日人事院事務総長通知)に準じて決定するものとする。

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員の兼業及び再就職の制限に関する
実施細則(抄)

平成 16 年 4 月 1 日

16 細則第 14 号

(営利企業への就職の承認)

第 3 条 職員就業規則第 26 条ただし書きに規定する営利企業への就職に係る承認は、国家公務員の例に準じて取り扱うものとする。